

仕様書「 除草等業務（嵯峨野歴史的風土特別保存地区） 」

京都市都市計画局風致保全課

(担当：水無瀬、浅倉 075-222-3476)

1 業務名

除草等業務（嵯峨野歴史的風土特別保存地区）

2 業務の目的

所管地内において、今年度、休耕田となったため、雑草や実生木等が生い茂り、良好な景観の保全や隣接地の耕作に支障となる恐れがあるので、除草や小さい実生木の撤去を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年8月29日まで

4 履行場所

右京区嵯峨八丈町 地内（嵯峨野歴史的風土特別保存地区）

5 業務範囲

別紙「箇所図」及び「現地写真」参照

6 業務内容

- ・業務範囲内（A=約 2050 m²）の雑草や小さい実生木等の除草や伐採等を行う。伐採は根株を残し、地際で伐採を行うこととする。
- ・作業範囲には敷地内の畦畔、法面を含むものとする。
- ・作業により発生した刈草及び実生木は、受注者の責任で適切に運搬・処分すること。
- ・業務範囲の休耕田は、獣害防止の電気柵があるので進入時等には注意すること。
- ・耕作地であるので、大きな重機は進入できない。
- ・重機進入のための敷材等仮設費を含む。
- ・降雨の際や直後など現地がぬかるむ場合がある。

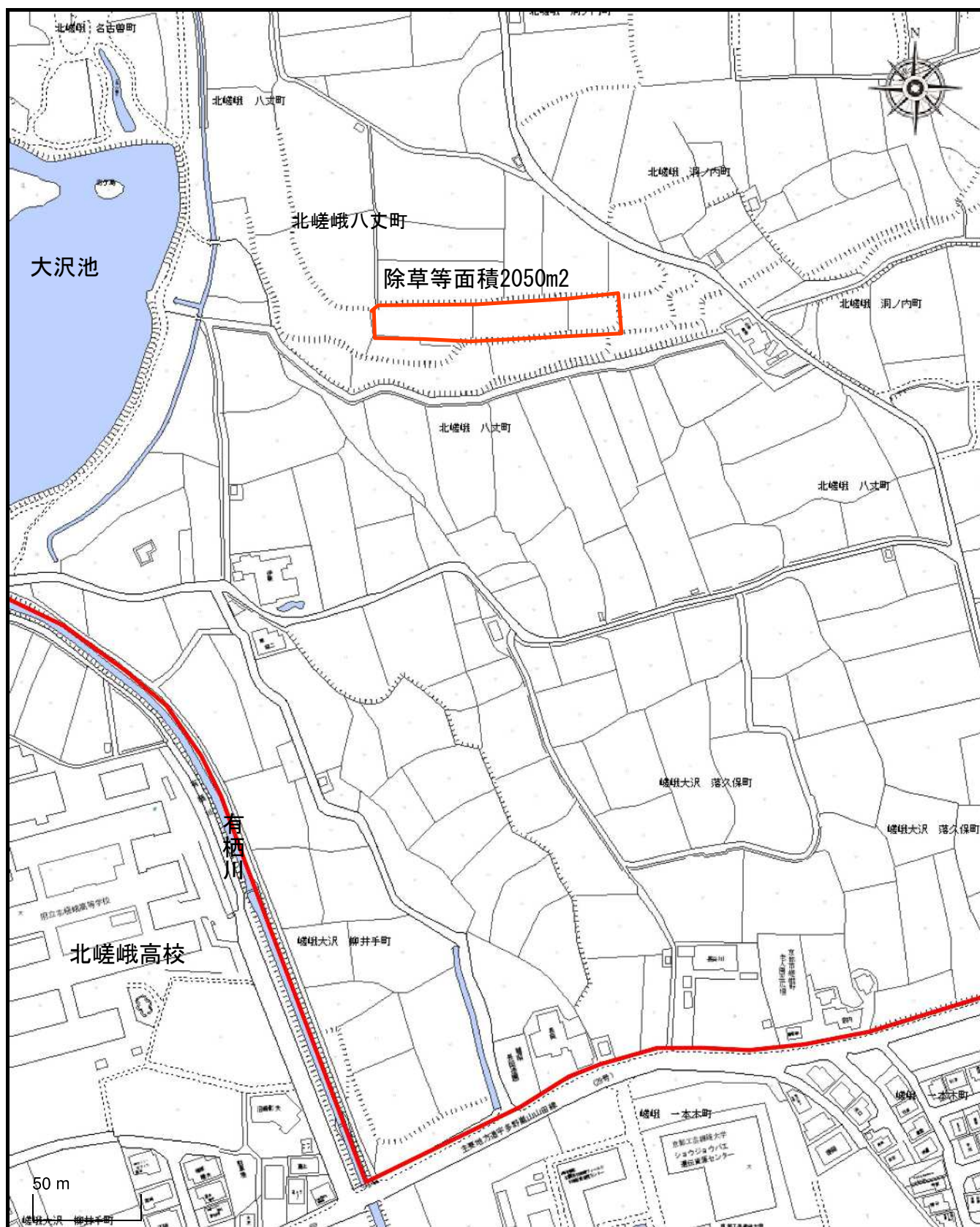
7 支払条件

- ・受注者は業務完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真を添付するものとする。
- ・完了届が提出され、適切に業務が履行されたことが確認されたのち、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- ・ 本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

箇所図



1 / 2500



委託範囲

西端から



中間部



東側

